

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社洛北造園  
法人番号： 9130001005662  
住 所： 京都府京都市中京区壬生花井町3番地
- 指名停止措置期間： 令和5年8月28日から令和5年10月27日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 近畿地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社洛北造園は、令和5年6月27日付けで建設業許可部局(京都府)より、以下の監督処分を受けた。

審査基準日令和2年12月31日の経営事項審査申請において、実際には常勤していない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者(京都府・京都市)が資格審査に用いた。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当し、同条第1項の規定により指示処分の対象となった。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社洛北造園の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)